



< 報道発表資料 >

令和 8 年 5 月 2 7 日

京都市消防局総務部総務課

危険物安全週間における取組

「つかみ取れ！ めざす無事故の頂を」

京都市では、毎年6月の第2週に全国的に行われる「危険物安全週間（本年は6月7日から同月13日まで）」の期間中、工場やガソリンスタンドなど危険物を取り扱う事業所での自主保安体制の確立を図るため、査察や合同訓練等を実施します。



令和 8 年度危険物安全週間推進ポスター

ポスターモデル：安楽宙斗選手（スポーツクライマー）

【概要】

1 実施期間

令和 8 年 6 月 7 日（日）～ 6 月 13 日（土）

2 推進機関等

(1) 実施機関

消防局、各消防署（分署）、各消防団

(2) 推進協力団体

京都市危険物安全協会、京都府石油商業組合、京都塗料商業協同組合

京都染色補正工業協同組合、一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部



3 危険物安全週間推進標語

「つかみ取れ！ めざす無事故の頂を」

4 重点推進項目

(1) 危険物等の貯蔵及び取扱いに係る安全対策の推進

ア 地下貯蔵タンクの流出防止措置が必要な危険物施設に対し、適正な流出防止措置及び定期点検等について指導を行い、流出事故等の防止を図ります。

イ 適正な危険物等の取扱い、効果的な点検及び異常発生時の保安体制の確保により災害発生の防止を図ることを目的として、次に掲げる事項を実施します。

(ア) 危険物事業所等に対する査察及び防火指導

(イ) 危険物事業所等を対象とした防火研修会

(2) 危険物事業所等の保安体制の強化

危険物施設を有する事業所において、合同訓練又は自衛消防訓練を実施し、緊急時における応急措置要領の確認その他の自主保安体制の強化を図ります。

(3) 危険物災害等に対する対応力の向上

危険物業務に関する各種マニュアルを活用した研修等を行うことにより、危険物災害に対する対応能力の向上を図ります。

(4) 防火啓発

リチウムイオン電池が内部に可燃性の電解液を含む身近な危険物であることを踏まえ、市民・事業所等と接するあらゆる機会をとらえて、リチウムイオン電池火災に対する防火啓発を図ります。

5 危険物安全週間に伴う主な行事予定

別紙のとおり

<お問合せ先>

京都市消防局総務部総務課

電話：075-212-6629